

## ◎地域再生法の一部を改正する法律

(平成二十七年六月二六日法律第四九号)

### 一、提案理由(平成二十七年四月二四日・衆議院地方創生に 関する特別委員会)

○石破国務大臣 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、地域再生法の一部を改正する法律案及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国は、二〇〇八年をピークとして人口減少局面に入っており、また、東京一極集中と地方からの人口流出が急速に進行する中で、地方においては、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高くなっております。このため、人口減少を克服し、地方創生をなし遂げることが喫緊の課題となっております。

す。

こうした課題を解決し、地方において、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、町の活力を取り戻し、人口減少と経済縮小の悪循環を断ち切るための政策パッケージとして、政府は、昨年末に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところです。

この法律案は、同戦略を踏まえ、各種生活サービス機能の提供を維持するコンパクトビレッジ、いわゆる小さな拠点形成することにより中山間地域等における持続可能な地域づくりを推進するとともに、地方への本社機能の移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことにより地方での安定した良質な雇用を確保するために提出するものであります。

この法律案の要旨を御説明申し上げます。

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することといたしております。

第一に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び認定事業者に対する課税の特例等を追加することとしております。

第二に、地域再生土地利用計画の作成並びにこれに基づく農地等の転用等の許可及び開発許可の特例等を追加することとし

ております。

第三に、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例を追加することとしております。

第四に、農村地域工業等導入促進法に基づき整備された工場用地等のうち遊休工場用地等において同法に規定する工業等以外の産業を導入可能とする特例を追加することといたしております。

また、地域再生の担い手となる地域再生推進法人として指定できる法人の範囲を拡大することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。  
……………(略)……………

以上が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、地域再生法の一部を改正する法律案及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願いを申し上げます。

地域再生法の一部を改正する法律

## 二、衆議院地方創生に関する特別委員長報告

(平成二七年六月二日)

○鳩山邦夫君 ただいま議題となりました三法律案について、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
……………(略)……………

次に、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成及びこれに基づく課税の特例を追加する等の措置を講じようとするものであります。  
……………(略)……………

以上の三法律案は、去る四月二十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日石破国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十五日から質疑に入り、二十九日には三法律案について参考人からの意見聴取を行うなど慎重に審査を行い、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、地域再生法改正案に対して維新の党提案による修正案が、国家戦略特区法等改正案に対して民主党・無所属ク



ひと・しごと創生法の目的にある「東京圏への人口の過度の集中を是正」する観点を踏まえ検証を行い、その結果に基づいて、必要に応じて地方活力向上地域の範囲も含めた規定の見直しを行うこと。

三、医療、福祉、教育等のサービス産業による地域活性化政策を中軸に据えた国の長期計画を、地域住民の視点に立って検討すること。

四、地方経済の再生、雇用の創出を強力に推進するため、各都府において実施している施策を地方の視点から調整し、地方創生の実現に向け政府一体となって取り組むこと。

五、中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要なサービス機能の提供に支障が生じてきていることを踏まえ、医療、介護、教育、ガソリン、電力、金融、通信、交通、郵便などに係るユニバーサルサービスの提供に関し、その維持・確保のための手段及び責任の所在等について、各都府の施策を一体的に捉えた上で、それらの基本的在り方を検討すること。

六、地域医療構想の策定や地域包括ケアシステムの構築に当たっては、子育て世代や働く世代など各世代の医療・介護に対するニーズを把握し、地方への人口移動を促進するような地域医療・介護提供体制が整えられるよう各都府が連携して

地域再生法の一部を改正する法律

取り組むこと。  
右決議する。